

宇陀市人推協だよ

総会議案を書面審議！ 表決の結果、すべての案件が承認されました

宇陀市人権教育推進協議会 第16回総会は、昨年度と同様に新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、招集を避けて議案送付により審議いただき、書面表決にて承認の可否を問いました。表決の結果、「議案承認」が過半数となり、すべての案件が承認されましたので、報告いたします。ご協力いただいたすべての皆様に心より感謝申し上げます。状況を見極めながら、工夫を加えつつ今年度の活動を進めたいと思います。理事（各地区人推協会長・人推委員会委員長）の皆様には、地域での活動を主軸として進めていただきますようお願いいたします。また、加盟機関・団体におかれましては、人権教育推進の活動を団体運営において、活発に展開していただきたいと思います。活動推進に関することなど、何かございましたら遠慮なく事務局（宇陀市役所 人権推進課内 TEL82-2147）にご相談ください。

依然、新型コロナの感染が続いている状況にあり、各地域・組織・団体などにおかれましても、活動の推進にご苦労されておられると思いますが、知恵と工夫を駆使して活動を進めてまいりましょう。



部落問題を考える

～部落の地名や所在地情報を不特定多数の者に示すことは部落差別を拡大・助長する行為です～

「全国部落調査」復刻版出版事件は現在裁判の係争中です。この事件は2016年2月に発覚しています。編集者は当初、出版物としてネットのサイトを使って売りに出そうとしましたが、差別図書との指摘で裁判所から出版禁止の決定を受けたことから、ネット上にその情報を拡散させました。その後、裁判所からネット削除の決定を受けていますが、一度ネット上に流れ出た差別情報は、加工されるなど、部落の所在地情報などとして拡散し続けています。また、ネット上には、所在地情報だけではなく、解放同盟の役員などの名前、住所、電話番号などの個人情報も流されています。部落の地名や所在地情報を不特定多数の者に流すことは明らかに部落差別です。これらは、部落はどこか、誰が部落出身者かということを手当たりしだいに調べ、判定する道具をばらまいていることにほかなりません。部落の所在地情報は、単なる土地情報にとどまるものではなく、ある人の現住所や本籍地、出生地などと照合されることにより、部落出身者であるかどうかを判断する指標として機能していることになり、部落差別が顕在化している現実と重ねると、部落差別に直結するものとなります。

2002年の同和対策にかかわる特別法失効に伴い、特別対策としての同和対策事業が終了したあと、部落問題が取り上げられる機会が減少したことにより、若い世代ほど、部落問題について学んだ経験を持つものが少なくなっています。かれらは学習経験がなく、「部落出身者」との出会いも少ないため、部落を抽象的にしかイメージできていない場合が多く、ネットなどの外部情報からの操作を受けやすいと考えられます。ネット上に拡散した差別情報は、若者の意識にマイナスの影響を与えている可能性が高いと言えるでしょう。

部落の所在地情報は、部落の「土地」を忌避する意識とも関連します。意識調査では、部落の土地を避ける理由として「そこに住めば自分も部落出身者と見なされるかもしれない」との回答が出ています。役所への同和地区問い合わせ事象は、こうした背景とも関係しています。部落の所在地情報は、忌避意識を有するものに差別的に利用されることにも加担しているととらえられます。部落差別の存在が人びとの心を縛っている現実や、不合理がまん延している社会のありようを改善し、「部落差別解消推進法」や関係条例にもとづく、部落差別のない社会をみんなの力で実現させたいものです。

以下に、本会の活動方針より、部落問題にかかわる箇所を抜粋して示します。

部落差別は、インターネット上の差別書き込みや地名リスト掲示、「全国部落調査」復刻版出版事件、結婚や不動産購入などからんだ役所への同和地区問い合わせ事象など、さまざまな形で現れています。地域社会では、くらしの中に誤った意識が潜んでいたり、ケガレ意識や忌避・排除の考えが現れたりしています。部落や部落出身者を忌避・排除しようとする意識や部落出身者とみなされたくないという意識が存在しています。2018年に奈良県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、住宅を選ぶ際に同和地区への忌避意識があるとの回答が53.3%と半数以上を占めています。また、インターネット上の同和地区所在地情報の掲載を「人権侵害だと思う」という回答が半数に満たないという結果です。県は、「これまでの人権教育・啓発の取組が浸透してきたことがうかがえる一方で、同和地区や地区出身者、外国人、性的マイノリティに対する偏見や差別意識の存在を確認できた」と整理しています。（2021年度 宇陀市人推協活動方針より抜粋）

男女共同参画週間によせて

「男女共同参画社会基本法」が1999年6月に公布・施行されたことと重ね、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、男女のパートナーシップや「法」の目的・基本理念などについて理解を深めることを目指しています。

今年度のキャッチフレーズ「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

（内閣府で募集した最優秀作品より）

世界経済フォーラムでは毎年、男女平等度ランキング（ジェンダーギャップ指数）を公表しています。2020年の日本のランキングは156か国のうち120位（前年121位）と依然際立って低い現状です。（このランキングのベスト3は、アイスランド・ノルウェー・フィンランドの北欧諸国となっています。）特に、議会議員の占める女性の人数のランキングとなると147位と先進国の中では極めて低い結果です。世界の人権水準やジェンダー平等の取組が急激に進展していることもあいまって、近年の日本の順位が低いままとなっている背景がありますが、改善に向けた多方面の取組や私たちの意識改革が必要です。

国連は2030年までに達成すべき行動計画を「持続可能な開発目標（SDGs）」として採択し、17項目の目標を掲げています。この中に「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」という目標があり、「男女問題」を問い直すことが求められています。

女子はこうあるべき、男子はこうあるべきという性差の固定観念は、誰の心にも存在しています。固定観念は社会からの「刷り込み」が影響している側面もあるでしょう。男女平等の課題やジェンダーにもとづく差別の実態が、私たちの身の回りに存在していることをとらえ直し、女性と男性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力の発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいきましょう。

当面の予定事業の状況（感染拡大防止の為、事業は延期または中止となる場合がありますが、県や市の対処方針等に沿って今後の研修や事業の実施の可否を検討いたします。事業実施の動きや予定については、その都度関係の皆様にご連絡いたします。）

- ・6月19日（土） 第1回 宇陀市人権セミナー・・・**中止**
- ・7月 8日（木） 奈人推協 部落問題講座（13:30～ いかるがホール）・・・・開催予定（関係の皆様にご案内します）
- ・7月 宇陀市差別をなくす市民集会・・・・・・**集会形式の開催は中止**
（代替：うだチャンで7/1～7/20まで毎日午後3時33分～ 講師による公演を放映します。）
- ・7月30日（金） 部落差別等撤廃と人権確立を目指す奈良県民集会・・・・**中止**
- ・8月 6日（金） 平和・解放教育講演会（13:30～ なら100年会館）・・・・開催予定（関係の皆様にご案内します）
- ・8月11日（水） 啓発連協 第18回シンポジウム（13:30～ やまと郡山城ホール）・・・・**開催延期**
（行政職員・事務局より参加）
- ・8月21日（土） 第2回 宇陀市人権セミナー（13:30～ 宇陀市役所）・・・・開催予定（受講者の皆様にご案内します）
- ・8月27日（金） 奈人推協 夏期研修会（時間・会場未定）・・・・開催予定（市人推協役員・事務局より参加）

機関会議の予定（開催の可否は今後の状況をみて判断）

- ・7月29日（木） 市人推協 第1回 役員会 19:00～ 市役所（会議室） 役員・事務局
- ・9月24日（金） 市人推協 第2回 理事会 19:00～ 市役所（会議室） 役員・理事・事務局